

豊明市行政手続条例（平成9年豊明市条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的等） 第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）<u>第 3 8 条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 （略） （聴聞の通知の方式） 第 1 5 条 （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	（目的等） 第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）<u>第 4 6 条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 （略） （聴聞の通知の方式） 第 1 5 条 （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>によって行うことができる。<u>_____</u> <u>_____</u> 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各</u>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指示)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日)」と読み替えるもの

号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指示)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるもの

とする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号」及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

とする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

豊明市税条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第 7 条の 4 第 3 3 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 3 3 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 9 条第 1 項、附則第 1 9 条の 2 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項 の規定の適用を受けるときは、第 3 3 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した額とする。	（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第 7 条の 4 第 3 3 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 3 3 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 9 条第 1 項、附則第 1 9 条の 2 第 1 項、<u>附則第 1 9 条の 3 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項</u>の規定の適用を受けるときは、第 3 3 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した額とする。 <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> <u>第 1 9 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 3 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 3 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）</u>

に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３３条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１） 第３３条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２） 第３３条の６から第３３条の８まで、第３３条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３３条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３３条の７第１項前段、第３３条の８、第３３条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３３条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（３） 第３４条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

	(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
--	--

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年豊明市条例第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（一般廃棄物の処理等） 第 8 条 （略） 2 市長は、<u>法第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項</u>に規定する委託基準に基づき、市が行う一般廃棄物及び特別一般管理廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を市以外の者に委託することができる。 （特別管理一般廃棄物の処理） 第 1 5 条 事業者又は一般廃棄物処分業者は、特別管理一般廃棄物の処分を行う場合には、<u>法第 6 条の 2 第 3 項</u>の規定に従わなければならない。	（一般廃棄物の処理等） 第 8 条 （略） 2 市長は、<u>法第 6 条の 2 第 2 項及び第 4 項</u>に規定する委託基準に基づき、市が行う一般廃棄物及び特別一般管理廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を市以外の者に委託することができる。 （特別管理一般廃棄物の処理） 第 1 5 条 事業者又は一般廃棄物処分業者は、特別管理一般廃棄物の処分を行う場合には、<u>法第 6 条の 2 第 4 項</u>の規定に従わなければならない。

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 0 年豊明市条例第 2 0 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（印鑑登録証明書交付の申請） 第 1 0 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。） _____ _____ _____ _____を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 市長は、前 2 項の申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード _____。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 4 （略）	（印鑑登録証明書交付の申請） 第 1 0 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 市長は、前 2 項の申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード<u>、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 4 （略）

(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、
個人番号カード_____ (個人
番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団
体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153
号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明
書をいう。)を記録したものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事
業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定す
る移動端末設備をいい、移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子
署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明
書をいう。)を記録した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒
体をいう。)が組み込まれたものに限る。)を使用して、多機能端末機
(市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的
に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号
の入力その他の必要な手続をすることにより、印鑑登録証明書の交付を
申請し、その交付を受けることができる。

(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、
個人番号カード、特定在留カードも若しくは特定特別永住者証明書(こ
れらのうち_____電子署名等に係る地方公共団
体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153
号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明
書が記録されているもの_____に限る。)又は移動端末設備(電気通信事
業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定す
る移動端末設備をいい、移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子
署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明
書をいう。)を記録した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒
体をいう。)が組み込まれたものに限る。)を使用して、多機能端末機
(市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的
に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号
の入力その他の必要な手続をすることにより、印鑑登録証明書の交付を
申請し、その交付を受けることができる。

豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 5 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「施行規則」という。）<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第 1 2 条 施行規則<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。	（登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「施行規則」という。）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第 1 2 条 施行規則<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 (略)

2 (略)